

地域公共交通計画について

① 地域公共交通計画とは？

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針（以下、基本方針と呼びます。）」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していくものです。

地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域公共交通の提供を確保することを求めています。

※地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(国土交通省) より抜粋

■計画の法的根拠

＜地域公共交通の活性化及び再生に関する法律＞

法第5条第1項：地方公共団体は地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

〃 第2項：計画に定める事項を明記

〃 第7項：住民等の意見を反映させる措置が必要（パブリックコメント等の実施）

〃 第10項：計画策定にあたっては協議会による協議が必要

法第6条第1項：地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる

〃 第2項：協議会の構成要件を明記

■計画策定における国庫補助の活用

＜地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（地域公共交通調査事業計画策定事業）＞

要綱第106条：補助対象事業者は協議会

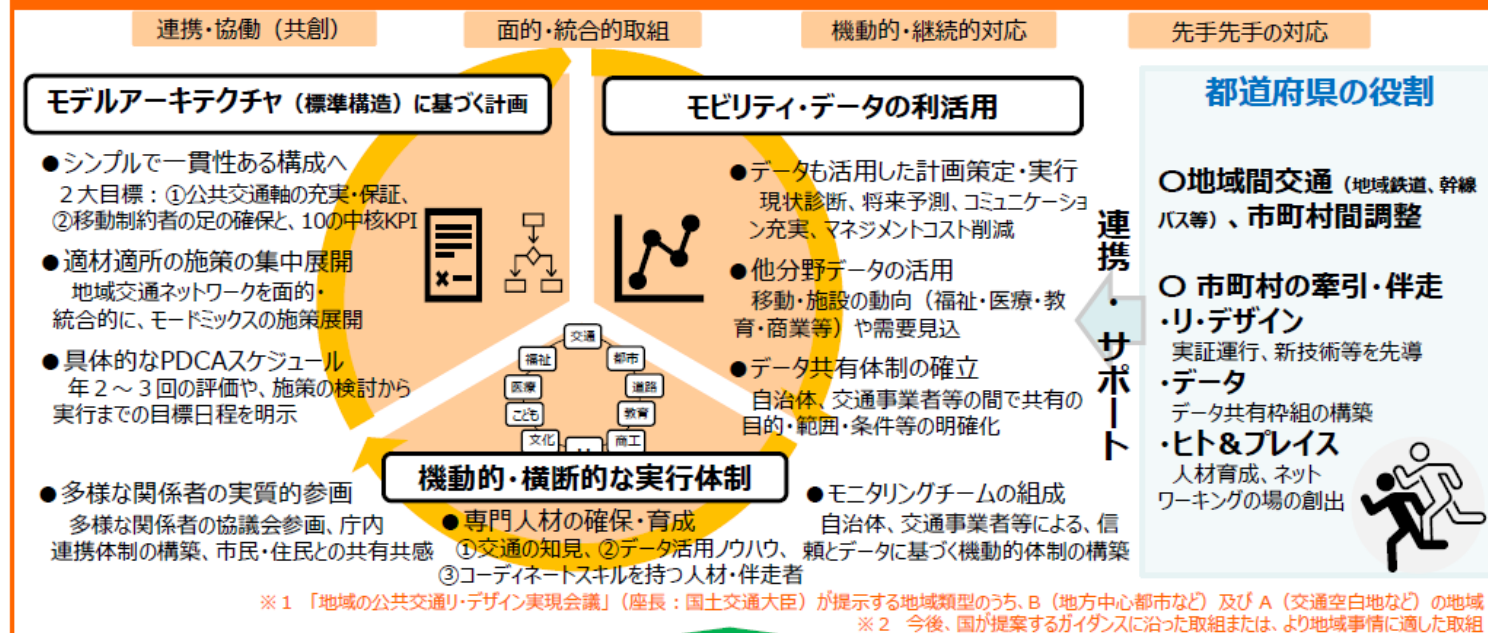
要綱第107条第2項：補助額は策定にかかる経費の最大1／2（査定有）

※協議会：久留米市地域公共交通会議

- 地域交通は、多くの地域で深刻な状況にあり、自治体、交通事業者はじめ地域の多様な関係者が連携・協働して地域交通の再構築（リ・デザイン）を進め、その利便性・生産性・持続可能性を高めていく必要がある。
- 各地の厳しい現状に対応しながら、自家用車に頼りすぎることなく、誰でも気兼ねなくおでかけできる社会の実現を目指し、**地域公共交通計画には、司令塔・実行機能やデータ活用の強化・拡張など「アップデート」が求められ**、本検討会においては、モビリティデータを活用した、無理なく、難しくなく、実のある計画の実現に向け、その方向性や官民に期待される取組をとりまとめた。

地域公共交通計画のアップデート

～2027年までにトップランナー100を創出。現行計画が更新期を迎える2030年頃までに地方都市を中心※1に全自治体のアップデート※2を推奨～



国による推進策（例）

ガイダンスの提供	ポータルサイトの整備	対話型支援	官民デジタル化	専門人材の確保・養成
モデルアーキテクチャ（標準構造）など 計画策定のガイダンスの策定	ベンチマークの提供 協議会マネジメント支援	地域公共交通計画等を有識者等との対話によりレベルアップ	車両IoT化、国への申請等デジタル化、データ共有の枠組構築の推進	有識者等データベース 専門人材養成プログラム
※「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」における検討を踏まえ、関係省庁とともに先行的な取組を行う自治体を支援				

※国は、地域公共交通計画の策定に対する支援として、以下の事業の実施を予定

地域公共交通計画策定事業	地域公共交通アップデート化推進事業【市町村型】	地域公共交通アップデート化推進事業【広域型】
・ 単独市町村での作成 ・ 補助上限額 500万円（補助率1/2） 【補助対象経費】 ・ 協議会開催事務費、地域データの収集・分析の費用、住民・利用者へのアンケート、MMの実施、短期間の実証運行	・ 単独市町村での作成 ・ 補助上限額 1,000万円（補助率1/2） 【補助対象経費】 ・ 協議会開催事務費、地域データの収集・分析の費用、住民・利用者へのアンケート、MMの実施、短期間の実証運行（左記に同じ） ・ 移動需要に関するデータ（ビッグデータといわれる携帯電話の基地局データやGPSデータ） ・ ICカード等から取得したデータ分析に係るシステム導入経費、GTFS-JP作成にかかる費用	・ 都道府県と市町村 or 複数市町村での作成 ・ 補助上限額 2,000万円（補助率1/2）

(案)

様式第 5－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所	福岡県久留米市城南町 1 5－3
氏名又は名称	久留米市地域公共交通会議
	会長 牧野 浩志

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）（市町村型））交付申請書

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）（市町村型））金＜調整中＞円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

(案)

様式第5-1 別紙

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型)) 交付申請事業

補助対象事業者名 久留米市地域公共交通会議

(単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 久留米市地域公共交通計画策定調査業務 【内容】 ・地域特性の把握 ・移動需要に関する調査 ・久留米市地域公共交通計画(案)のとりまとめ ・協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 令和8年3月31日	<調整中>	<調整中>

(添付書類)

(1) 補助対象経費に係る見積書

(2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(案)

様式第5-1 別紙

地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業（市町村型））の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本市は福岡県の南西部に位置し、人口約30万人(令和7年2月末現在)、総面積約230万km²で、市域の北東部から西部にかけて九州一の大河・筑後川が貫流し、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なっている。全体的に東南の山麓・丘陵地から、西北から西部にかけて緩やかに傾斜し、筑後川によって形成された広大な沖積平野の平坦地に続いている。

市内の交通状況は、九州自動車道と大分・長崎自動車道のクロスポイントにも近く、国道3号ほか5つの国道が通っていて、交通の要衝となっている。

本市は、平成17年2月に現在の市北東部地域及び南西部地域にあたる旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潆町を編入合併したことにより、広大な山間・平坦地域を抱えることとなった。また、新市域における65歳以上の老年人口割合は、28.3%に達しており、県平均(28.1%)とほぼ同程度に高齢化が進行している地域といえる。

本市の公共交通機関は、九州新幹線を含む5つの鉄道路線が集中するとともに、西鉄久留米駅を中心とした放射状の路線バス網が形成されているが、鉄道においては路線全体として利用者数が減少傾向で推移しており、路線バスにおいては16路線中9路線が赤字運行となっているなど、減便・廃止等も懸念される状況になっている。

また、人口の約1/5にあたる市民が公共交通サービスを楽しめず、公共交通空白地域に居住しており、地域公共交通に関する様々な問題を抱えている。

上記のとおり、公共交通サービスを維持するため、効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

<計画の区域内における公共交通の概要>

	路線バス		その他（鉄道・タクシーなど）
	事業者数	系統数	
全体	5	41	鉄道 2事業者5路線 タクシー 25事業者 福祉バス 4路線、スクールバス 5路線
うち 公営・コミバス 等	1(コミバス)	25(コミバス)	

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

現行の計画において、地域別に公共交通空白地域に対する施策を実施してきたが、乗合率や収支率といった運行効率や、居住地により移動支援が受けられない、利用者の金銭的負担が異なるなどの課題があることが判明した。

また、既存の公共交通における運転士不足に起因する路線の減便・廃止に対応するために、事業者と連携して、路線の再編、交通のDX化の推進、新交通システム導入の検討など、公共交通も含めた市全体としての交通体系を構築する必要がある。

今後は、地域別の移動ニーズ等を把握することを目的として、地域特性把握や移動需要に関する調査を実施し、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、地域の公共交通計画を策定する。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
・地域特性の把握	既存資料の収集・整理から、本市の地理的条件や道路網の状況、人口分布（高齢化率や世帯構成を含む）、施設（病院、公共施設、商業施設等）・住宅の立地など地域特性を把握・整理する。 また、交通事業者へのヒアリングや福祉・教育等の他分野と連携し、既存公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス、スクールバス、タクシー等）のルートや頻度などの運行状況や介護保険・福祉サービスの利用実態を整理・地域別の特性を把握する。
・移動需要に関する調査	地域住民を対象としたアンケート調査により、各戸の住民の移動先、時間帯、手段などを網羅的に把握し、地域全体の移動需要を整理する。 また、人流や公共交通データ等のモビリティデータを利活用し、現状分析・将来予想等を行う。
・久留米市公共交通計画(案)のとりまとめ	地域特性の把握及び移動需要に関する調査などの結果をもとに、持続可能な公共交通網の形成にあたっての問題点や課題を整理する。上位計画や関連計画を踏まえつつ、地域にとって望ましく、運転士不足等の社会的課題への対応も考慮した公共交通網のあり方についての基本方針をまとめる。 また、基本方針に沿って、持続可能な公共交通網の形成に向けた目標、事業の実施主体、スケジュール等を具体的に反映させた計画を取りまとめることとする。モデルアーキテクチャーに基づき、一貫性のある計画かつ具体的な PDCA スケジュールを明示した計画とする。
・協議会の開催	計画の策定に向けて今後の交通体系のあり方を議論する。多様な関係者の実質的な参画を目的とし、まちづくり連絡協議会、男女平等推進ネットワーク、NPO、子育て支援団体、身体障害者福祉協会等を交えた協議会を開催する。

(案)

様式第5－1 別紙

4. スケジュール				
実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月
・ 地域特性の把握				
・ 移動需要に関する調査				
・ 久留米市地域公共交通計画 （案）のとりまとめ				
・ 協議会の開催				

5. 予算計画＜調整中＞				
実施項目	総事業費 （見込み）	補助対象経費 （見込み）	国費 （見込み）	地域の負担 （見込み）
・ 地域特性の把握				
・ 移動需要に関する調査				
・ 久留米市地域公共交通計画 （案）のとりまとめ				
・ 協議会の開催				
合計				